

利根町告示第78号

平成23年第3回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年8月22日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成23年9月1日
2. 招集の場所 利根町議会議場

平成23年第3回利根町議会定例会会期日程

日次	月 日	曜日	会 議	内 容	開議時間
1	9 . 1	木	本会議	開会 提出議案説明（一部採決）	午前10時
2	9 . 2	金	休 会	議案調査	
3	9 . 3	土	休 会	議案調査	
4	9 . 4	日	休 会	議案調査	
5	9 . 5	月	本会議	提出議案説明（一部採決） （特別委員会付託）	午前10時
6	9 . 6	火	本会議	一般質問（3人）	午後1時
7	9 . 7	水	本会議	一般質問（3人）	午後1時
8	9 . 8	木	本会議	一般質問（3人）	午後1時
9	9 . 9	金	委員会	付託審査（特別委員会）	午前9時
10	9 . 10	土	休 会	議案調査	
11	9 . 11	日	休 会	議案調査	
12	9 . 12	月	委員会	付託審査（特別委員会）	午前9時
13	9 . 13	火	委員会	付託審査（特別委員会）	午前9時
14	9 . 14	水	休 会	議案調査	
15	9 . 15	木	本会議	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成23年第3回
利根町議会定例会会議録 第1号

平成23年9月1日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	飯田修君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	坂本隆雄君
まちづくり推進課長	高野光司君
住民課長	木村克美君
福祉課長	師岡昌巳君
保健福祉センター所長	石塚稔君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	矢口功君
経済課長	菅田哲夫君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	鈴木弘一君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	鬼沢俊一君
生涯学習課長	石井博美君
水道課長	福田茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

5 番	守 谷 貞 明 君
6 番	坂 本 啓 次 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成23年9月1日(木曜日)

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第46号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第4 議案第47号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分について
- 日程第5 議案第48号 利根町税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第49号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第50号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第51号 利根町災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第52号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第53号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第54号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第55号 平成23年度利根町営霊園事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第56号 平成23年度利根町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第57号 平成23年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第58号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第59号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第60号 利根町教育委員会委員の任命について

日程第18 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について

日程第19 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第46号

日程第4 議案第47号

日程第5 議案第48号

日程第6 議案第49号

日程第7 議案第50号

日程第8 議案第51号

日程第9 議案第52号

日程第10 議案第53号

日程第11 議案第54号

日程第12 議案第55号

日程第13 議案第56号

日程第14 議案第57号

日程第15 議案第58号

日程第16 議案第59号

日程第17 議案第60号

日程第18 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙について

日程第19 休会の件

午前10時03分開会

議長（五十嵐辰雄君） おはようございます。

会議に入る前に報告します。

高木博文議員が、去る8月9日逝去されました。まことに哀悼痛惜のきわみにたえませ
ん。

高木博文君には、町議会議員に当選されること2期に及び、その間、町政の発展に尽く
されたご功績は、周知のとおりでございます。今後のご活躍にまつべきもの大なるもの
があるとき、再び相まみえることのできないのを悲しむものであります。

ここに、高木博文君のご冥福を祈り、謹んで黙禱を捧げたいと思います。

ご起立を願います。

〔総員起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 黙禱。

〔総員黙禱〕

議長（五十嵐辰雄君） 黙禱やめ、ありがとうございました。
ご着席をお願いいたします。

〔総員着席〕

議長（五十嵐辰雄君） ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回利根町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

議長（五十嵐辰雄君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

監査委員から、平成23年5月分から7月分の現金出納検査の結果及び平成22年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率報告書について報告がありました。それぞれの写しをお手元に配付してあります。

次に、閉会中において厚生文教常任委員会委員長及び副委員長の選任、議会運営委員会委員の任命を行いましたので報告します。

厚生文教常任委員会委員長に今井利和君、副委員長に花嶋美清雄君が選任されました。また、議会運営委員会委員に船川京子さんを任命しました。

ここで、厚生文教常任委員会委員長のあいさつをお願いいたします。

厚生文教常任委員会委員長今井利和君。

厚生文教常任委員会委員長（今井利和君） 厚生文教委員長に選出された今井です。

厚生では福祉、医療の充実、教育では知・徳・体のために一生懸命頑張らせてもらいますので、どうか議員の皆様の協力、ご指導をお願い申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） あいさつが終わりました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、

5番 守谷貞明君

6番 坂本啓次君

を指名します。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月15日までの通算15日間にしたいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月15日までの15日間に決定しました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりであります。

議長（五十嵐辰雄君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 皆さん、おはようございます。平成23年第3回利根町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、何かとご多用の中ご出席を承り、まことにありがとうございます。

最初に、提出議案の総括説明に先立ちまして、町政等の一端を申し述べたいと思います。

初めに、国内の災害状況について触れますと、7月の末には新潟県と福島県で猛烈な雨が降り続き、降り始めからの雨量は、7年前の甚大な被害が出た新潟・福島豪雨を上回り、この記録的な豪雨で各地で河川の堤防が決壊するなど、死者や行方不明者が出ましたことに対しまして、心からお見舞いとお悔やみを申し上げます。

また、気温の差が大きかった時期もございましたが、梅雨明けからの連日の猛暑続きで、各地で熱中症による病院への搬送が相次ぎ、総務省消防庁によりますと、5月30日から8月28日までで、全国で熱中症により救急車で病院に運ばれた人は4万1,906名とも報道されております。今月から9月に入りましたが、昨年以上に熱中症への警戒が心配されることであり、今しばらくは熱中症予防への対策を十分心がける必要性を感じているところであります。

さて、ここで昨今の国内の経済雇用状況について触れますと、内閣府は、月例経済報告で、8月の景気の基調判断を、景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの持ち直していると、やや上方修正をしているところであります。今後の先行きにつきましては、サプライチェーンの立て直しや海外経済の緩やかな回復、各種政策効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待されるとしております。

しかしながら、一方では電力供給の制約や原子力災害の影響、為替レート、株価の変動などにより景気が下振れするリスクがあり、デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることへの注意も報告されているところでございます。

また、国内の雇用情勢を見ますと、厚生労働省が8月30日に発表した有効求人倍率は、復興事業関連の求人が多少ふえていることなどから、7月が0.64倍と前月より0.01ポイント上昇、2カ月連続で改善しているところでありますが、総務省が同日発表した労働力

調査では、震災の被害が大きかった岩手、宮城、福島の3県を除いた7月の完全失業率は4.7%と、前月に比べ0.1ポイント上昇、2カ月連続で悪化をしており、依然として厳しい雇用情勢が続いているところでもあります。

こうした社会経済情勢の中、先月、円相場が一時1ドル75円台と戦後の最高値を更新いたしました。政府や日銀においては、歴史的な円高の進行に歯どめをかけるため、また、災害復興支援に影響が出るのを懸念し、円売り、ドル買いの為替介入を実施するなど、現在、さらなる市場介入等の対策を検討しているところではありますが、何よりいち早く災害復興の進展が図られ、日本経済が安定していくことを切に願っているところでもあります。

続きまして、当町の昨年度、平成22年度の決算状況について触れてみたいと思います。

一般会計及び霊園会計、いわゆる普通会計の決算でございますが、歳入合計は57億6,700万円で歳出合計は54億9,700万円となっております。性質別に歳出状況を見ますと、扶助費の割合が13.3%と前年度と比べ3.7%増加し、義務的経費全体では46.3%と全体に占める割合といたしましては幾分高くなっております。また、積立金の割合でございますが、対前年比3.8%増加し6.7%という状況でございます。

一方で、補助費等の割合が17.8%、また、投資的経費が6.9%と、いずれも前年度と比べ割合では低下をしております。

公債費負担比率について申し上げますと、11.5%と前年度と比べ1.7ポイント低下しましたが、経常収支比率につきましては95.4%と2.5ポイント上昇し、財政の硬直化がわずかながら進んでいる状況となっております。

また、平成22年度決算に基づく健全化判断比率を見ますと、一般会計等の実質赤字比率、公営企業会計を含めた全会計の連結実質赤字比率は黒字のため算出されませんが、実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%に対し15.1%と、前年度と比較して0.9ポイントの改善をしております。さらに、将来負担比率について申し上げますと、実質的に負債の返済に充てることができる基金や地方債現在高等に係る交付税措置見込額等の充当可能財源などの見込み額が、将来負担する実質的な負担額を上回ったことで、こちらにつきましても平成22年度の比率は算定されませんが、依然として厳しい財政状況にあると認識をしております。

続きまして、災害状況等も含め、当町における今年度の事業の進捗状況等につきまして申し上げます。

最初に、当町の東日本大震災の被害状況について申し上げますと、8月31日現在でございますが、全壊が22件、大規模半壊が31件、半壊が61件、そして一部損壊が3,002件という状況でございます。一部損壊の件数でございますが、7月1日から開設した災害特例見舞金支給申請などにお越しいただいた多くの方々の申請で、家屋の内壁や外壁のひび割れなど一部損壊の状況把握ができたことで、地震発生後にはわからなかった一部損壊の件数

が大幅に増加しております。

ここで、災害特例見舞金の支給状況を申し上げますと、昨日8月31日に締め切りしたわけですが、2,449名の世帯主の方に災害特例見舞金が支給されております。

また、法令による東北地方の高速道路通行料の無料措置に伴いまして、当町におきましても被災証明書の発行をしております。昨日現在でございますが、2,125名の方々に被災証明書を発行しているという状況でございます。

次に、町内の放射線量の測定について申し上げますと、現在、測定器を使用し各学校や公園、公共施設など、町内19カ所で地上から1メートルと50センチメートルの空気中の放射性物質濃度を測定しているところであります。

現在のところ、7月、8月と日が経つに連れ放射線量は全体的に、わずかながらであります。減少傾向にあると言えます。しかしながら、当町も放射能のホットスポットに近いこともあり、農作物への影響が大変懸念されていることから、新たな計測器を購入したく専決処分を行い、その購入費用の予算づけをしたところでもございます。

また、現在、茨城県では各市町村において平成23年度産の米の放射性物質検査を実施しております。利根町では、文、布川、文間、東文間地区、各地区1サンプルではございますが、米の検査が行われます。この町内4地区の検査結果により、米の安全性が確認された後の出荷や販売、譲渡できる時期については、検査後になる見込みですが、これらの情報につきましては、改めてお知らせをしたいと考えております。

続きまして、本年度は子育て支援、道路整備、そして旧小中学校跡地等の有効活用を重点施策とし、現在、新たなまちづくりの推進に向け各種事業を実施しているところでありますが、ここで主なものを申し上げますと、子育て支援では、国の施策である子ども手当であります。支給対象児童数は、8月22日現在、延べ人数にしまして6,681人でございます。また、並行して町単独の子育て応援手当の本年度の申請状況でございますが、こちら8月22日現在でございますが、第2子が5人、第3子以降が5人、合計10人の申請状況となっております。

続いて、町の活性化施策と関連した空き家活用促進事業について申し上げますと、新婚の方や若い世代、そして子育て中の方々に、この利根町へ来ていただくために、この4月よりホームページ等を活用し物件の登録申し込みを開始したところです。

昨日現在でございますが、10件の申し込みが来ております。まだ、登録された物件は少ないものの、空き家を活用した若い世代の定住策は、今の利根町におきましては、利根町の人口減少防止策として重要な施策であると考えておりますので、今後もさらなるPR活動を行いながら、事業の充実、強化に努めていきたいと考えております。

次に、道路の整備状況につきましては、現在、農免道路の押付新田地内の延長200メートルの冠水する部分の修繕工事が発注を終え、年内完了の予定となっております。

続きまして、旧小中学校跡地や立木地内の町有地6.3ヘクタールの有効活用につきまし

て申し上げます。

旧利根中学校、旧布川小学校跡地への学校法人タイケン学園の大学開学につきましては、10月の許認可に向けて、現在順調に進んでいると認識しております。来年4月の開学に向け、町としても協力できることは全力で協力していきたいと考えております。

また、開学後の官と学の協力関係を強固なものにして、町の活性化につなげていきたい、そのように考えているところでございます。

なお、農産物直売所の開設については、今後、土地利活用協議会と議会の皆様と協議しながら、開設のあり方を再検討していきたいと考えているところでございます。

次に、立木地内の町有地6.3ヘクタールでございますが、土地計画マスタープランにもうたわれているように、企業誘致による雇用の創出と町の活性化につなげていきたいと考えております。現在、企業から申し込みがありますが、用途地域の問題があり、今後、県と交渉を行いながら許認可がいただけるよう協議を重ねていきたいと考えております。

以上、町政等の一端を申し上げてきましたが、議員の皆様方には、引き続き今後の町政運営に対するご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、本日、提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、専決処分が2件、条例の改正が4件、補正予算が8件、人事案件が1件、決算の認定が9件の合計24件のご審議をお願いするものでございます。

議案第46号と議案第47号は、専決処分の報告でありまして、議案第46号は、平成23年度利根町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について、議案第47号は、平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分についてで、いずれも地方自治法第179条の第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第48号は、利根町税条例の一部を改正する条例で、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律が可決施行されたことに伴い、利根町税条例についても改正の必要があるため提案するものでございます。

議案第49号は、利根町都市計画税条例の一部を改正する条例で、議案第49号は議案第48号の提案理由と同様に、利根町都市計画税条例についても改正の必要があるため提案するものであります。

議案第50号は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例で、開発行為により設置された集会所、自治会館等の集会施設及びその用地として管理及び帰属を受けた財産を、地方自治法の規定による認可を受けた地縁による団体に譲渡するときに、無償譲渡したいため提案するものであります。

議案第51号は、利根町災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例で、利根町災害見舞金と利根町災害弔慰金は別個の制度であり、被災者支援を充実させるよう改めたいので提案するものであります。

議案第52号は、平成23年度利根町一般会計補正予算（第5号）で、歳入歳出それぞれ1

億3,447万2,000円を追加し、総額を55億1,523万8,000円とするものであります。歳入の主なものは地方交付税や国庫支出金、繰越金でありまして、歳出の主なものは衛生費や諸支出金、また災害復旧費であります。

議案第53号は、平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ8,346万9,000円を追加し、総額を22億4,298万5,000円とし、また、直営診療施設勘定の歳入歳出にそれぞれ1,497万7,000円を追加し、総額を1億2,016万9,000円とするものであります。

議案第54号は、平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ1,802万9,000円を追加し、総額を3億8,214万9,000円とするものであります。

議案第55号は、平成23年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ407万円を追加し、総額を922万2,000円とするものであります。

議案第56号は、平成23年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ2,579万9,000円を追加し、総額を10億3,720万2,000円とするものであります。

議案第57号は、平成23年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ149万6,000円を追加し、総額を639万9,000円とするものであります。

議案第58号は、平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ34万3,000円を追加し、総額を2億6,580万4,000円とするものであります。

議案第59号は、平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）で、収益的収入及び支出の水道事業費用を380万円追加し、総額を11億2,381万3,000円とし、資本的収入及び支出の資本的支出を500万円追加し、総額を3億969万9,000円とするものであります。

議案第60号は、利根町教育委員会委員の任命についてで、茨城県北相馬郡利根町大字布川3072番地1、中野敬江司氏を利根町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、議案第61号から議案第68号までは、平成22年度の利根町一般会計、利根町国民健康保険特別会計、利根町老人保健特別会計、利根町公共下水道事業特別会計、利根町営霊園事業特別会計、利根町介護保険特別会計、利根町介護サービス事業特別会計、利根町後期高齢者医療特別会計、それぞれの歳入歳出決算認定の件で、地方自治法の規定により議会の認定を求めるものであります。

議案第69号は、平成22年度利根町水道事業会計決算認定の件で、地方公営企業法の規定により議会の認定を求めるものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては各担当課から説明させたいと思いますので、何とぞ適切なるご判断を承りますようお願いをいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 総括説明が終わりました。

議長(五十嵐辰雄君) 日程第3、議案第46号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について、及び日程第4、議案第47号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分についての2件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(五十嵐辰雄君) 異議なしと認めます。

それでは、日程第3、議案第46号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について及び日程第4、議案第47号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分についての2件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第46号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長(秋山幸男君) それでは、議案第46号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第4号)の専決処分について補足してご説明申し上げます。

この予算につきましては、平成23年8月3日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしてございます。そして、同条第3号の規定によりましてご報告して、議会のご承認を求めめるため提案するものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款17繰入金で928万8,000円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源に充てるため、財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

款2総務費、目2秘書広聴費で20万円を増額するものでございます。これは、8月6日から開催されました第93回全国高等学校野球選手権大会の茨城県代表であります出場校への寄附金を計上したものでございます。

次に、款3民生費、目1社会福祉総務費で400万円を増額するものでございます。これは、特例災害見舞金で、平成23年7月末までの支給実績の数と、罹災証明書交付済者のうち、未申請者数などから推計をしたものでございます。

次に款4衛生費、目4環境衛生費で493万5,000円を増額するものでございます。これは、3月11日の東日本大震災により発生いたしました福島第一原子力発電所の事故に伴う空気中の放射線量につきましては、町で所有しております放射線測定器におきまして測定をいたしましてお知らせをしてございます。

また、水や土壌につきましては、専門の検査機関に委託をして結果をお知らせしているところでございます。

しかし、この放射線の影響につきましては、いつ収束するか見通しも定かではなく、今後

も継続して放射線の測定をしていかなければならないことから、水、土壌、農作物などの放射線量を測定できます食品放射線測定システムを導入いたしまして、町民の皆様へ安全と安心をお知らせしていくために、その購入経費を見込んだものでございます。

款 9 教育費、項 1 学校管理費で15万3,000円を増額するものでございます。これは、利根中学校の3年生の女子が、8月20日から23日まで大阪府門真市で開催されました全国中学校水泳競技大会の出場に伴います補助金を計上したものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第47号について、水道課長福田 茂君。

〔水道課長福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） それでは、議案第47号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分につきまして補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり、平成23年8月2日付で専決処分をしましたので、同条第3項の規定に基づきまして本議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

2ページの方をお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部でございます。款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 3 の総係費で今回200万円の増額補正を行うものでございます。

これにつきましては、分担金、負担金でございます。町が先ほどご説明ありました食品放射能測定システム購入負担金として、水道課の方でも必要なため200万円を水道課分として町の方に負担するものでございます。

今は週1回の放射能の測定をして、その都度、毎週ホームページの方で公表をしているところでございますが、測定に当たりまして、現在、検査機関が少なく、そこへ集中して大量の検体が持ち込まれるということで、私も採水して検査機関へ送っても、それから検査結果が私どもの手元に届くまでに、早くても1日半、混んでいて遅いときになりますと3日後ぐらいになってしまいますので、そういったことでこの測定システム、ちょっと精度は専門業者の使っているものよりも低いのですが、検出限界値が30ベクレル、国で定める暫定規制値が放射性ヨウ素の場合は300ベクレル、乳幼児に関しては100ベクレル、それから、放射線セシウムについては暫定規制値が200ベクレルでございますので、十分に対応できますので、これはその日のうちに検査結果が出せますので、水の安全を図っていくためにはどうしても必要だということで、今回、水道事業の方からも負担して、今後、今年度いっぱい二本立てで、今検査機関へ出している検査、週1回ですが、それとこちらの機械と、両方二本立てで検査を行っていかうということで負担することになったものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第46号及び議案第47号の2件について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、

週明けの9月5日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第5、議案第48号 利根町税条例の一部を改正する条例から日程第8、議案第51号 利根町災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第5、議案第48号 利根町税条例の一部を改正する条例から日程第8、議案第51号 利根町災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例までの4件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第48号及び議案第49号について、税務課長坂本隆雄君。

〔税務課長坂本隆雄君登壇〕

税務課長（坂本隆雄君） それでは、議案第48号 利根町税条例の一部を改正する条例の改正内容につきまして、補足してご説明申し上げます。

提案理由でございますが、第177回通常国会において提出されました経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律が可決施行されたことに伴いまして、町条例においてもその一部を改めたいため提案するものでございます。

今回の改正条例案は、3条立ての構成の一部改正方式を採用しております。

第1条では、本則の改正を行っており、第2条においては、第1条の本則改正に伴い、現在施行中の平成20年利根町条例第33号の改正附則をさらに読みかえる旨の一部改正、そして第3条におきましては、平成22年利根町条例第6号で改正しました現在施行中の改正附則を一部改正するものでございます。

それでは、第1条の改正からでございますが、参考資料の新旧対照表でご説明申し上げます。

申しわけございませんが、2カ所訂正がございます。

一番最後のページの方の30ページでございますが、改正案の第19項中、「平成23年12月31日」となっておりますが、これは平成25年でございます。「平成25年12月31日」に訂正願います。

それともう一つが、31ページの改正案の方の第2条第6項中の、これも「平成25年度以後」となっておりますが、「平成27年度以後」でございます。

済みません。よろしく願いいたします。

改めましてご説明申し上げます。

最初に、第26条の改正規定でございますが、これは町民税の納税管理人に係る不申告に関する罰則の見直しでございます。不申告に対する過料が、これまで「3万円」であったものを「10万円」に見直しを行ったものでございます。

7ページの第36条の4町民税に係る不申告、それから、一番下の第53条の10退職所得申告書の不提出、それから、次の8ページの第65条固定資産税の納税管理人に係る不申告、次の9ページの第75条固定資産に係る不申告、それから、第88条軽自動車税に係る不申告等、次、10ページに移りまして第133条特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する改正規定につきましても、同様に罰則規定の見直しで、これまで「3万円」であったものを「10万円」に改正するものでございまして、一括説明させていただきまして、以後の説明につきましては割愛させていただきます。

それでは、1ページに戻りまして、第34条の7寄附金税額控除の改正でございますが、これは1ページから5ページにかけて、寄附金控除の対象の拡充及び適用下限額の引き下げに伴う文言の整理を行っております。

さらに、現状分では、これまで控除の際の計算方式を詳細に明記しておりましたが、計算方法につきましては、地方税法第314条の7第2項に定めるところとし、記載を簡略化したものでございます。

なお、今回の改正で網羅されておりませんが、税金控除の適用下限額は、現在5,000円を超えた金額となっておりますが、今回の地方税法の改正で2,000円に引き下げられておりまして、次期改正準則に盛り込まれるところでございます。

次に、5ページから6ページにかけて、第36条の2町民税の申告の改正ですが、これは先ほどの第34条の7の改正に伴う引用条項の整備と町民税の寄附金控除を受ける際の申告書提出義務規定の追加でございます。

次に7ページの方に移りまして、第36条の3第2項、これは上の方ですけれども、文言の整理による改正でございます。「各号へ掲げる」を「規定する」に改正するものでございます。

次に、8ページに移りまして、第61条固定資産税の課税標準についてですが、地方税法の条文の繰り上げに伴う引用条項の変更による改正でございます。

続きまして、10ページに移りまして、第100条の2たばこ税に係る不申告に関する過料と、次の11ページの第139条の2特別土地保有税に係る不申告に関する過料の改正につきましては、罰則の条文を新たに追加したものでございます。

11ページの附則の一部改正についてでございますが、これは附則第7条の4は寄附金税額控除における特別控除額の特例に関する改正ですが、これは現在の条文に控除額の計算方法を明記していたものを、条文記載条項を簡略化するとともに、控除額の計算方法につきまして、地方税法附則に定めるところによるものとしたものでございます。

次に13ページから15ページの附則第8条の改正は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例についてでございます。現在、肉用牛の売却時における事業所得への課税につきまして、租税土地措置法により特例措置を設けているわけでございますが、この特例措置を平成27年度まで延長する旨の改正でございます。

次、16ページの方に移りまして、附則第10条の2第4項は新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての条文でございますが、これは、高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正されたことに伴いまして、引用条項を変更したものでございます。

次に、附則第16条の3上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例でございます。これから24ページの附則第20条の4条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例までの改正につきましては、いずれも第34条の7及び附則第7条の4の改正に伴う文言の整理でございます。

以上が第1条による本則改正の骨子でございます。

次、27ページの方に移りまして、第2条利根町の税条例の一部を改正する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

第2条につきましては、平成20年利根町条例第33号で一部改正施行されました改正附則を、今回の改正附則に読みかえるものでございます。また、各附則条文に定められている適用期限を延長するものでございます。

次、30ページの方に移りまして、第3条についてでございますが、第3条は平成22年利根町条例第6号で一部改正されました改正附則の施行期日及び年度について延長するための改正となっております。

議案第48号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第49号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の改正内容について、補足して説明申し上げます。

提案理由につきましては、議案第48号と同様で、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律が可決施行されたことに伴いまして、町条例においてもその一部を改めたいため提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表で説明いたします。

最初に、納税義務者第2条第2項の改正でございますが、これは地方税法第349条の3、これは変電または送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例でございますが、これに第7項が追加されたことによりまして、条項が繰り上がったことに伴う引用条項の改正でございます。また、「第9項から第11項」を「第10項から第12項」に改正するものでございます。また、条項削除による整理で、「第27項、第29項又は第31項から第33項まで」を「又は第28項」に改正しております。

次に、附則第12項の改正ですが、これは地方税法附則第15条固定資産税等の課税標準の

特例の改正に伴う引用条項の改正でございます。鉄道事業者等が駅で行う改良事業、改良工事に対する特例、これが旧第26項でございますが、これの廃止、それで新たに国際戦略港湾等の港湾施設に対する特例が追加されまして、及びその他の条項の移動によるものでございます。

また、第2条第2項の改正に伴う引用条項の変更で、「第31項から第33項まで」を「第28項」に改正するものです。

議案第48号についての説明は以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第50号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第50号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

議案第50号参考資料の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例新旧対照表によりご説明申し上げます。

第3条の規定につきましては、普通財産の譲与また減額譲渡の規定でございます。第3条の第4号の次に次の1号を追加するものでございます。それで、5号といたしまして、開発行為により設置された集会施設（集会所、自治会館等をいう。）及びその用地として管理及び帰属を受けた財産を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定による認可を受けた地縁による団体に譲渡するとき、を加えるものでございます。

地方自治法第237条第2項には、地方公共団体の財産は条例及び議会の議決による場合でなければ、適正な価格なくしてこれを譲渡してはならないという規定がございます。本条例の第3条第1号から第4号までの規定が、この条例の適正な価格なくしてこれを譲渡できる例外規定でございます。今回第4号の次に第5号としまして1号を加えるものでございます。

都市計画法に基づく開発行為等により町に帰属等がされた集会所、自治会館等の集会施設及びその用地は、現在、町所有となっております。新改築を含む維持管理につきましては、各地区が負担をするという条件で、無償で使用貸借契約を町と地区が結びまして、各地区が現在維持管理をしている状況でございます。そこで、地方自治法第260条の2第1項の規定による地縁による団体の認可を得た場合、これは、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う」という地方自治法の規定がございまして、その規定により、認可を受けた場合は不動産に関する権利を有することができますので、地区の所有物として登記をして地区集会所等としてよりよく利用していただくために、この地縁による団体の認可を得た場合に限り、無償で譲渡することができるように条例の規定を改めたいので提案をするものでございます。

附則でございますが、この条例は平成23年10月1日から施行するものでございます。
以上で説明を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第51号について、福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第51号 利根町災害見舞金等支給条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

今回の改正は、第5条ただし書きを削るものでございます。

参考資料をごらんください。

利根町災害見舞金等支給条例第5条ただし書きによりまして、「ただし、利根町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年利根町条例第8号）の適用を受けたときは、この条例による見舞金等は、支給しない」とあるものを、利根町災害見舞金等支給条例と利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の二つは別の制度であり、被災者支援を充実させるためただし書きを削除するものでございます。

災害見舞金等支給条例でございますが、ご存じのとおり、火災、風水害、震災、その他自然災害により死亡したとき15万円、負傷にて全治3カ月以上の入院のとき5万円、また住宅の全焼全壊10万円、住宅の半焼半壊5万円、住宅の床上浸水のとき2万円の見舞金を支給するものでございます。

次に、利根町災害弔慰金の支給等に関する条例についてご説明いたしますと、目的としましては、一つとしまして、自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給、二つとしまして、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給、三つ目としまして、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けを行い、町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とするものでございます。

この利根町災害弔慰金の支給等に関する条例に該当した場合、利根町災害見舞金が支給されませんが、今回特に災害援護資金の貸付制度を利用される場合、見舞金が支給されない、または返還しなければならないということから、今回、どちらも適用されるよう改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の利根町災害見舞金等支給条例の規定は、平成23年3月11日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第48号から議案第51号までの4件について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、週明けの9月5日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。
暫時休憩いたします。

午前 11 時 03 分休憩

午前 11 時 15 分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第9、議案第52号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第5号）から日程第16、議案第59号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）までの8件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第9、議案第52号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第5号）から日程第16、議案第59号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）までの8件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第52号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第52号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第5号）について補足してご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。

第2表地方債の補正で追加でございます。

起債の目的は、3月11日に発生しました東日本大震災のかわらなどの瓦れきの再生処理のための災害廃棄物処理事業で970万円、道路などの災害復旧のための公共土木施設災害復旧事業で870万円、防火用貯水槽などの災害復旧のための消防防災施設災害復旧事業で50万円、小中学校の施設の災害復旧のための公立学校施設災害復旧事業で1,020万円、生涯学習センターなどの災害復旧のための社会教育施設災害復旧事業で690万円、以上5件の合計限度額が3,600万円でございます。起債の方法、利率、償還方法は、そこに記載のとおりでございます。

次に、変更でございます。

起債の目的が臨時財政対策債で、平成23年度の起債限度額の決定によりまして863万1,000円限度額を減額いたしまして、3億1,136万9,000円とするものでございます。起債の方法、利率、償還方法は、補正前と同様でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

款8地方特例交付金、目1地方特例交付金で814万1,000円を減額するものでございます。

児童手当及び子ども手当特例交付金は、子ども手当の支給に関する法律の改正に伴い支給額が減少したことによるものでございます。

減収補てん特例交付金は、平成23年度分の交付決定によるものでございます。

款9 地方交付税、目1 地方交付税で1億4,900万2,000円を増額するものでございます。これは、普通交付税で平成23年度の交付額が17億900万2,000円に決定したことによるものでございます。前年度に比較いたしまして9,618万8,000円の増、率にいたしまして5.9%の増となっております。

次に、款13 国庫支出金、目2 災害復旧費国庫負担金で5,339万3,000円を計上するものでございます。3月11日に発生いたしました東日本大震災により被災しました道路などの公共土木施設、防火用貯水槽などの消防防災施設、小中学校の施設などの公立学校施設及び生涯学習センターなどの社会教育施設の災害復旧のための災害復旧国庫負担金を見込んだものでございます。

9ページの下段の方ですが、同じく款13 国庫支出金で項2 国庫補助金、目2 衛生費国庫補助金で1,023万4,000円を増額するものでございます。このうち節2 感染症予防事業費等補助金は、大腸がんの検診率向上のための検診料などに対する補助を見込んだものでございます。

節4 災害廃棄物処理事業補助金は、東日本大震災により発生しました、かわら、ブロックなどの瓦れき約1,280トンの再生処理に係る補助金を見込んだものでございます。

次のページにまいりまして、款14 県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金で379万1,000円を増額するものでございます。これは、東日本大震災の被災者等への給水対策、避難場所設営などを行った際の経費について、災害救助法の適用により災害救助費交付金が交付されるものでございます。

項2 県補助金、目2 民生費県補助金で118万円を増額するものでございます。民間保育所低年齢児保育体制緊急整備事業費補助金は、文間保育園、東文間保育園で産休保育士の産前産後8週間について産休代替職員の人件費の補助がされるもので、安心こども支援事業費補助金は、布川保育園の児童トイレの改修のほかに、職員分のトイレ改修についても補助がされることになったものでございます。

目4 農林水産業費県補助金の351万8,000円の増額につきましては、節1 農業委員会補助金は、農地法の改正に伴い遊休農地の調査を行い、地図を作成するための経費の補助でございます。

節4 水田農業対策費補助金の主なものは、農業振興条件整備支援事業費補助金で、株式会社わかばにおきまして、米の選別機、施肥田植え機を導入するために補助されるものでございます。

また、水田農業対策地域推進指導事業費補助金は、米の消費拡大のための活動費の補助でございます。

項3 県委託金、目3 教育費県委託金は、文小中学校が新たに理科支援員の配置がされることになったことに伴うものでございます。

款16寄附金、目1 一般寄附金は、シダックス株式会社から寄附があったものでございます。

目3 民生費寄附金は、茨城県町村会を含む7県の災害見舞金寄附金があったものでございます。

次のページで、款17繰入金、目1 財政調整基金で1億9,357万9,000円を減額するものでございます。これは、災害復旧国庫負担金、災害復旧事業債及び東日本大震災支援金などの歳入見込みによる歳入歳出の調整により財政調整基金に繰り戻すものでございます。

次に、項2 特別会計繰入金で目1 国民健康保険特別会計（事業勘定）繰入金から目5 国民健康保険特別会計（施設勘定）繰入金までの総額1,112万円の増額につきましては、それぞれの特別会計の平成22年度の決算に伴い事業費が確定しましたことから、余剰金を一般会計に繰り入れをするものでございます。

款18繰越金は5,174万2,000円の増額でございます。前年度の繰越金が1億5,174万3,380円ございまして、当初予算に1億円計上してございますことから、その差額を見込んだものでございます。

次に、款19諸収入、目3 雑入で2,264万4,000円を増額するものでございます。主なものでございますが、東日本大震災に係るものとして、茨城県市町村振興協会及び全国市町村振興協会からの見舞金などを計上したものでございます。

次に、12ページでございますが、款20町債でございまして、目1 臨時財政対策債は、起債承認限度額の決定によりまして863万1,000円の減額となりました。

目5 衛生債で970万円の増額につきましては、災害廃棄物処理の事業費を見込んだものでございます。

目6 災害復旧債は2,630万円の計上でございます。町道、防火貯水槽、小中学校の施設及び生涯学習センターなどの施設災害復旧事業の災害復旧事業債を見込んだものでございます。

次に、13ページでございます。

歳出でございますが、款1 議会費から款9 教育費までの節2 給料、節3 職員手当等及び節4 共済費につきましては、7月1日付の人事異動に伴うものでございますので、それ以外の項目についてご説明申し上げます。

1枚めくっていただきまして、14ページの上段になりますが、款2 総務費、目8 行政事務改善費で21万1,000円を増額するものでございます。これは、保健福祉センターで町民の健康管理事業に使用しております健康管理システムを、クラウド型システムに入れかえをすることに伴いまして、情報通信料の経費節減のため、国のローカルエリアネットワークを活用するために、本庁舎から保健福祉センターまでを専用回線で接続するためのルー

夕等設定費用を計上したものでございます。

次に、次のページの中ほどになりますが、款3 民生費、目5 医療総務費で523万円を増額するものでございます。この主なものは国民健康保険特別会計繰出金で、平成23年4月から担当職員が1名増員されたことによる職員給与費分の繰出金の増加によるものでございます。

目8 介護保険費は、介護予防認知症対応型通所介護の利用者の増加により、介護給付費の町負担分を見込んだものでございます。

次のページをめくっていただきまして、次のページの下段の方でございまして、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費で28万円を増額するものでございます。これは、ひとり親家庭などで公的年金の支給対象になったことから、児童扶養手当の支給対象外になったために、町在宅母子福祉手当支給に関する条例の規定に基づき、母子福祉手当を支給するため費用を見込んだものでございます。

目2 児童措置費で141万円を増額するものでございます。こちらは歳入でもご説明いたしましたが、保育所施設整備事業費補助金は、布川保育園の児童トイレ改修のほかに職員分のトイレ改修費も補助されることになったことによるものであります。

民間保育所低年齢児保育体制緊急整備事業業務委託は、文間保育園と東文間保育園での産休保育士の産前産後8週間について、産休代替職員による業務委託をするためのものでございます。

款4 衛生費、目2 予防費で131万6,000円を増額するものでございます。この主なものは、がん検診率の向上を図るために女性特有のがん検診を行っておりますが、今回、大腸がん検診が追加となったことから、通知発送のための郵便料やがん検診料などの経費を見込んだものでございます。

節23償還金利子及び割引料は、平成23年度分の健康増進事業の補助対象経費の変更によるものと、女性特有のがん検診の受診者が少なかったことなどから補助金を返還するものでございます。

次のページをお願いいたします。

項2 清掃費、目1 清掃総務費で1,990万5,000円を増額するものでございます。この主なものは、東日本大震災により発生しました瓦れきの再生処理のための処理委託料と運搬委託料を見込んだものでございます。

次に、19ページ、20ページをごらんください。

款5 農林水産業費、目1 農業委員会費で85万1,000円を増額するものでございます。これは、農地法の改正に伴い、遊休農地の調査を行い地図を作成するための経費を見込んだものでございます。

目3 農業振興費でございまして、JA 竜ヶ崎農産物直売所利根支部会において、農産物の販売促進のために新商品の開発を行うための経費を計上したもので、全額が茨城県から

補助されるものでございます。

目4 水田農業対策費で294万2,000円を増額するものでございます。この主なものは、茨城農業改革推進総合対策事業で、株式会社わかばにおきまして、米の選別機、施肥田植え機を導入するための補助を見込んだものでございます。

また、水田農業対策地域推進指導事業費補助金は、米の消費拡大のための活動費の補助でございます。

めくっていただきまして、目5 農地費は、豊田南用水地盤沈下対策事業負担金で、今年度の事業費が確定しましたことから、増額となった事業費に対する町負担分を計上するものでございます。

次のページになりますが、真ん中の中ほどでございます。款8 消防費、目5 防災費で372万6,000円を増額するものでございます。これは、東日本大震災の被災者等への給水活動で使用しました給水用飲料水袋の補充のための購入費と、小型造水機2台のフィルターの保守点検委託料を見込んだものでございます。

次に23ページになりますが、款9 教育費、項4 社会教育費で目8 図書館費で42万4,000円を増額するものでございます。これは、3年に一度行います特殊建築物定期報告調査を行うための委託料の経費を見込んだものでございます。

次のページをお願いいたします。

款11 諸支出金、目1 財政調整基金費で7,587万2,000円を増額するものでございます。これは、地方財政法第7条の規定によりまして前年度繰越金の2分の1以上を財政調整基金に積み立てるもので、その相当額を見込んだものでございます。

次に、款13 災害復旧費、目1 災害復旧費で2,662万5,000円を増額するものでございます。文教施設災害復旧事業の主なものは、生涯学習センター、公民館などの施設の災害復旧工事費を見込んだものでございます。

その他公共施設災害復旧事業は、保健福祉センター、防火用貯水槽などの復旧工事費を見込んでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第53号について、保険年金課長兼国保診療所事務長 矢口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長 矢口 功君 登壇〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） それでは、議案第53号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定につきましてご説明申し上げます。

6ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 出産育児一時金補助金で19万9,000円を増額と

なっております。出産育児一時金の国庫補助金につきましては、当初予算編成時には、その交付内容が国の方から示されてなかったことから科目のみの予算計上としていたところでございますが、平成23年度の出産育児一時金に係る国庫補助金につきましては、1件当たりの補助額が1万円に決定されたことに伴いまして、今年度の出産予定者数の見込みを20人と見込んだことによる増額でございます。

続きまして、款8繰入金、項1他会計繰入金、目1の一般会計繰入金で521万9,000円の増額でございます。内訳といたしまして、節2の職員給与費等繰入金は387万2,000円を増額するものでございます。これは、本年4月1日付採用職員が国民健康保険担当に配属されたことに伴いましての人員費の増でございます。

また、次の節3出産育児一時金等繰入金の134万7,000円の増額につきましては、ただいま申し上げましたように、当初見込みました出産予定者見込み数を4件増の20件に見直しをしたことに伴う増額分でございます。それぞれ一般会計から繰り入れるため増額するものでございます。

次の款9繰越金、目1の療養給付費交付金繰越金で569万2,000円の増額になってございます。これは、退職被保険者等に対する前年度からの繰越金でございます。

また、目2その他繰越金の7,235万9,000円の増額につきましては、一般被保険者に対する前年度からの繰越金でございます。

次の7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費で387万2,000円の増額となっております。これは、先ほど歳入でご説明いたしましたとおり、職員の人員費の増によるものでございます。

次の款2保険給付費、項4出産育児諸費、目1の出産育児一時金で168万1,000円の増額になってございます。こちらにつきましても、先ほど歳入でご説明いたしましたとおり、今年度の出産予定者数の見直しによる増額でございます。

次の8ページをお願いいたします。

款7共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金で614万4,000円の増額でございます。これは、レセプト1件当たり月80万円を超える高額医療費の増加に伴う拠出金の増額でございます。

次の目4保険財政共同安定化事業拠出金で820万円の増額は、今申し上げました高額医療費拠出金と同様でございます。こちらにつきましてはレセプト1件当たり月30万円から80万円までの医療費に対しての拠出金でございます。同じく高額医療費の増による拠出金の増額でございます。

続きまして、款9基金積立金、目1財政調整基金費の5,167万9,000円の増額につきましては、平成22年度の決算剰余金の2分の1以上を基金に積み立てるものでございます。

次に、款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金で5,000円増額は、平成22年度の国庫補助金の交付額が確定したことに伴う返還金でございます。

また、項2繰出金、目1直営診療施設勘定繰出金で719万9,000円の増額となっております。これは、平成22年度に国保診療所で行いました空調機設置工事が国庫補助特別調整交付金に採択されたものでございまして、その交付額を施設勘定へ繰り出すものでございます。

同じく9ページをお願いいたします。

目2の一般会計繰出金の468万9,000円の増額でございます。これにつきましては、平成22年度分の一般会計からの繰出金について、決算確定に伴いまして、その精算分を一般会計に繰り出しするものでございます。

事業勘定につきましては以上でございまして、続きまして施設勘定についてご説明申し上げます。

若干飛びまして15ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、款4の繰入金、項1事業勘定繰入金、目1の事業勘定繰入金で719万9,000円の増額となっております。これは、ただいま事業勘定の方でご説明いたしましたように、国庫補助金の交付額を事業勘定から繰り入れするものでございます。

同じく、項2基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金で939万円の減額になってございます。これは、今回の補正の剰余金を基金に繰り戻しするものでございます。

次に、款5繰越金、目1繰越金で1,716万8,000円の増額は、前年度からの繰越金でございます。

次、16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1の総務費、項1施設管理費、目1一般管理費で584万8,000円の増額となっております。節2給料から節4共済費までの増額につきましては、去る7月1日付の人事異動による職員の人件費分でございます。

次の節15工事請負費535万5,000円の増額につきましては、さきの東日本大震災により被害を受けました国保診療所内の玄関アプローチ及び雨水管の復旧にかかわる補修工事を実施するための増額分でございます。

また、節28の34万7,000円の増額につきましては、一般会計への繰出金でございまして、昨年度の緊急雇用創出事業で実施しました診療所の日常清掃業務委託の事業費の確定による、その精算分を返戻するものでございます。

17ページをお願いします。

款2医業費、目1医療用機械器具費で54万5,000円の増額となっております。これは、節14使用料及び賃借料でございまして、説明にも書いてありますとおり、超音波診断装置、

一般的にエコーと言われているものでございますけれども、当該機器の借上料でございます。これまで使用していましたが、老朽化のため使用不能になりまして、また、修理不能となったことから、機器の入れかえをするものでございます。

続きまして、款3基金積立金、目1財政調整基金費の858万4,000円の増額につきましては、平成22年度の決算剰余金の2分の1以上を積み立てるものでございます。

戻っていただきまして、13ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正でございます。これは、国保診療所の超音波診断装置賃借料の件でございます。先ほども事項別明細書の中で説明しましたとおり、これまでの患者の診療に使用していましたが超音波診断装置が老朽化のために使用不能となりましたことから、機器の入れかえをリース契約で行うものでございます。

期間につきましては、平成23年度から28年度まで、限度額につきましては544万4,000円でございます。

施設勘定につきましては以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第54号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） 議案第54号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について補足説明いたします。

4ページを開いてください。

初めに、歳出から説明しますけれども、款1下水道費、目1公共下水道建設事業費の積立金に1,598万1,000円を積み立てるものでございます。

款2公債費、目1元金の償還金利子及び割引料に204万8,000円の増額補正するものでございます。これは、昨年度承認されました起債の借り換え債の元金が償還に不足するために補正するものでございます。

歳入に戻りまして、歳出に対する歳入として前年度繰越金を補正するものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第55号について、環境対策課長蓮沼均君。

〔環境対策課長蓮沼均君登壇〕

環境対策課長（蓮沼均君） 議案第55号 平成23年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

歳入よりご説明いたします。

款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金407万円の増額となっております。これは、前年度の繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。

款1霊園事業費、項1事業費、目1事業費の407万円の増額につきましては、前年度の繰越金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第56号について、福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第56号 平成23年度利根町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足してご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、保険給付費の増額、また、平成22年度事業費の確定に伴うものでございます。

初めに、歳入でございますが、款3国庫支出金、項1の国庫負担金、節1現年度分で3万1,000円の増額でございますが、これは保険給付費、地域密着型介護予防サービス給付費の増が見込まれることから、国負担割合であります20%を乗じた金額でございます。

この保険給付費の増に伴いまして、項2の国庫補助金、目1調整交付金で4,000円、款4の支払基金交付金、節1現年度分で4万6,000円、款5県支出金、節1の現年度分で1万9,000円、また、款6繰入金、項1の一般会計繰入金で1万9,000円、次のページの項2基金繰入金3万3,000円につきましては、この保険給付費の増額によりまして、それぞれの負担割合で増額するものでございます。

戻りまして、款3国庫支出金、項1の国庫負担金、節2の過年度分232万9,000円、それと、款4の支払基金交付金の節2過年度分1,117万4,000円、それと款5の県支出金、節2過年度分266万4,000円につきましては、平成22年度の介護給付費の精算確定により追加交付されるものでございます。

続いて、7ページの款7繰越金、目1繰越金で948万円の増額につきましては、前年度繰越金でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款2保険給付費、目3の地域密着型介護予防サービス給付費15万2,000円の増額でございますが、これは、これまで利用者がいなかったサービスを利用する方が発生したため増額するものでございます。

款5基金積立金、目1介護給付費基金積立金2,041万7,000円は、今回の補正の余剰金を準備基金に積み立てるものでございます。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2の償還金で98万5,000円の増額ですが、平成22年度の地域支援事業費の精算確定によりまして、国庫支出金及び県支出金の増加負担分を返還するものでございます。

次に、項2の繰出金424万5,000円の増額でございますが、これは平成22年度の精算確定に伴いまして超過繰り入れ分を一般会計に戻すものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第57号について、保健福祉センター所長石塚 稔君。

〔保健福祉センター所長石塚 稔君登壇〕

保健福祉センター所長（石塚 稔君） それでは、議案第57号 平成23年度利根町介護

サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足してご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

歳入でございますが、款3繰越金、目1繰越金でございますが、補正額149万6,000円を増額し149万7,000円とするもので、平成22年度の事業終了に伴いまして額が確定しましたので、その差額を平成23年度予算に繰り越すものでございます。

歳出についてでございますが、款2諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金でございますが、補正額149万6,000円、繰越金と同額でございますが、一般会計に繰り出すものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第58号について、保険年金課長兼国保診療所事務長 矢口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長 矢口 功君登壇〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） それでは、議案第58号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますけれども、款4繰越金、目1繰越金で34万3,000円の増額でございます。これは、前年度からの繰越金でございます。

次の歳出でございますけれども、款3諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金で34万3,000円の増額につきましては、平成22年度の決算確定に伴いまして、その精算分を一般会計に繰り出すものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第59号について、水道課長 福田 茂君。

〔水道課長 福田 茂君登壇〕

水道課長（福田 茂君） それでは、議案第59号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして補足してご説明申し上げます。

2ページの方をお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部で、款1水道事業費用、項1営業費用、目1の原水及び浄水費を今回380万円ほど増額補正するものでございます。こちらにつきましては修繕費で、データロガの修繕費でございます。

現在、浄水場は場内に設置されております管理システムによって取水施設、それから、浄水施設、配水施設、消費電力や水質等42種類の設備が一括管理されておりまして、自動運転しているという状況でございます。これらのデータを1時間ごとに記録するデータ処理装置、それがデータロガと言うのですけれども、こちらが老朽化によってふぐあいが生じて、たまに記録として時間が記録されないと、時間が10時から5時までとか、数時間にわたって記録されないときが、ここのところ頻繁に出ているということで修繕の方をかけたのですが、大がかりに修繕しないと直りませんということで、380万円ほど今回修繕費

の方を補正するものでございます。

次に、その下の資本的収入及び支出の支出の部で款1の資本的支出、項1建設改良費、目3の配水施設改良費で500万円を増額補正するものでございます。これにつきましては、工事請負費でございまして、利根ニュータウン内で震災により液状化減少が発生しました地域の配水管の位置の確認調査を行ったところでございます。

その結果、風の公園の東側で1カ所、それから、南側で1カ所の2カ所で縦ずれ、それから、横ずれが確認されました。どちらも町道と民地との境界線近くまで動いてしまっていますが、境界線を越えて民地側に侵入したということではございません。しかしながら、今後のメンテナンスをする際に、掘削等をしますと民地側に影響を及ぼしてしまうことが懸念されますので、今回布設替え工事をして元の位置、または元の位置よりもっと民地から離れた位置の方に布設替えをするということで、500万円ほど増額補正するものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第52号から議案第59号までの8件について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、週明けの9月5日に質疑、討論、採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第17、議案第60号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、議案第60号 利根町教育委員会委員の任命について、補足してご説明申し上げます。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案をするものでございます。

利根町教育委員会員に下記の者を任命したいので、同意を求めるものでございます。

- 1 住 所 茨城県北相馬郡利根町大字布川3072番地1
- 2 氏 名 中野敬江司氏
- 3 生年月日 昭和13年8月13日

そのほか略歴につきましては、議案第60号の参考資料をご参照いただきたいと思います。説明は以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） 私は2点ほどお伺いしたいと思っております。

中野敬江司さんは、僕は今2期目なので、1期目のとき4年間一緒に町会議員として仕事をさせていただきました。なかなか議員としては立派な方だなと思うところもありました。

ただ、この略歴を見ていますと、高校を出た後、印刷会社に入られて、その会社が朝日新聞と多分何らかの関係があったのでしょうか、朝日の会社に入った。ただ、首尾一貫しているのが全部運輸、輸送系なのですね。本社の部分の政策とは全く関係ない輸送運輸関係のマネージャーをやられていたと。その後、PTAの会長をやられていたと。だから、教育に関係している部分というのは、これを見ますとPTAの活動だけだったんですね。

ですから、そういう方が、例えば教育行政だとか教育の専門的な知識、造詣がどの程度あるのかなというので非常に疑問に思うのですが、この方が教育の現場とか教育行政とか、そういう教育関係の造詣がどの程度あるのか僕にはわからないのですが、なぜこの方を、だれがどういう理由で推薦したのか教えてください。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、守谷議員のご質疑にお答えをいたします。

今、守谷議員おっしゃるとおり、どういう理由でと言われましたけれども、私も中野議員が議員をやられた中の活動で非常に教育関係に熱心であるということ、それと、守谷議員おっしゃったようにPTAだけではございませんで、剣友会という会がありまして、剣道を通じて、大人も含めですけれども、特に子供の剣道を通じて健全な育成に長いこと、相当何十年と携わっていると思うのです。等々いろいろ、そういうものを含めて教育長と相談したところ、中野元議員であれば教育に熱心である、では中野さんに教育委員になっていただくということで最終的に私が推薦をしたと、指名をしたということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） ちょっと納得いかないのもう1回聞きます。町長の今の推薦の理由というのは、教育に熱心だった、それから、剣道を通じて子供たちの心とかスポーツとか、そういう問題もかなり期待できるのではないかと、要約するとこの2点ですね。

教育熱心な人はまだたくさんいますよ。私の知っている、僕がボランティア活動をやっている中に元高等学校の校長先生、その人はご夫婦でいろいろな福祉活動をやったり、いろいろなボランティアをやっている。教育にも熱心、利根町にも結構教育熱心な人はたくさんいると思うのです。だから適材適所という観点から見たら、教育熱心でPTA、PT

Aの会長が教育熱心でないわけなので、皆さん一生懸命やるのは当たり前で、特別に何かそういう教育に携わった造詣とか知識とか経験とか、教育委員という方は、そういうことが求められると思うのです。

ですから、教育長はこの人事に賛成したというのは、僕は納得いかない。僕は全然理解できない。その程度の方はたくさんいると思いますよ。

やはり特別に、何かこの方は教育に対してある哲学だとかいろいろな知識、造詣が深く持っているという人なら、僕は納得できますが、それだけの理由で推薦するというのは、もう一度お伺いしたいのですけれども、なぜなのでしょう。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） まず第1に、8月いっぱい高田義人委員長さんがやめられたと。これは体調を崩してやめられたということでございますが、それと、教育畑で云々ということを守谷議員おっしゃいますけれども、ある議員にお願いして紹介していただいた学校の先生等々何人が当たったのでございますが、そういう方が了解をしていただけなかったという経緯がございまして、ここで教育長を含めて5人いるところを3名になってしまうわけですので、何としてもこの9月定例会で最低1名の教育委員を選任したいということで上程いたしました。

守谷議員おっしゃるとおり、教育畑の人も3人ぐらい当たったのですが、受けていただけないという経緯もございまして、こういう結果となったということでご理解をいただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） ただいま町長の答弁の中に、8月いっぱい高田教育委員長が辞任したという答弁がありましたけれども、私お伺いしたいのは、高田教育委員長がいつ町の方へやめたいということを申し出たか、それをひとつお願いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 若泉議員の質問にお答えしたいと思います。

高田教育委員長ですが、8月の17日に体調が思わしくないということで、このままではちょっと仕事ができないということで退職願を私に申し出ておりました。

そして、30日でもって辞職したいという旨が提出されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定によって、教育委員会に同意を求めたわけでございます。そして、教育委員会の中でその同意を得られましたので、退職ということになったものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論から。

10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） ただいま教育委員として中野敬江司氏が任命ということで今なっているわけですが、私は一応反対の立場で討論させていただきたいと思います。

というのは、なぜかと言いますと、以前にもこの利根町というのは4地区に大体分かれておりました。布川、東文間、文間、それから、文と、この4地区で1名ずつというのが、これは規約ではございませんが、暗黙のうちにこの利根町のエデュケーション委員というのは置かれておりました。

しかし、ここ10年くらいは、エデュケーション委員というのが5名そろったことがありません。以前にもエデュケーション委員、東文間地区で欠けておりました。そのときに布川地区の方から任命したいということで、そういう話がありましたが、そのときも私たちは何とか均整がとれるように、各地区から1名ずつエデュケーション委員は選んでいただきたいと思いますということで、そのときは取り下げていただいた経緯がございます。

今回、高田エデュケーション委員長が体調不良のためにおやめになると、きのう付けで退職なさったと聞いておりますが、先ほど私、いつこちらの方にやめたいという話が来たのかと言いましたら、今エデュケーション委員長の答弁の中で、8月17日にそういう話があったということでございます。

ということは、私が何を言いたいかということは、各地区から平均して出していただきたいというのが私の考えでございます。ですから、高田エデュケーション委員長が17日にやめたいというお話がありましてから31日、きょうまでには10日以上期間はあったと思います。ですから、私、今回高田エデュケーション委員長がおやめになりますと、東文間地区、文間地区からエデュケーション委員という方がいなくなってしまう。私は何としても、今、東文間地区には学校はございませんが、しかしながら東文間、文間地区からエデュケーション委員がいなくなるというのは何としても私には納得できない。そういうことで、このたび10日以上期間があったのですから、東文間、文間地区から何としても努力して探していただきたいというのが、私の反対の理由でございます。

議長（五十嵐辰雄君） ついで賛成討論です。

6番坂本啓次君。

〔6番坂本啓次君登壇〕

6番（坂本啓次君） 私は賛成の意見を述べさせていただきます。

先ほど守谷議員が言ったように、エデュケーション委員はエデュケーション委員がいいと言いますが、エデュケーション委員の中にやはり一般の常識のある、知識のある人を入れてもいいのではないかと思います。

それはなぜかと言うと、エデュケーション委員のところは偏り過ぎるという、利根町は余りないんだ

けれども、ほかの地区では偏り過ぎてしまって、教育長その他教育委員はあくまでも学校の先生だけではなく、一般の人も入れた方がいいのではないかという意見も出ますので、私は町長、教育長が選んだ中野さんが適任だと思いますので、その点で賛成します。

それと、若泉議員の言われる各地区からというのは、確かにそう言われるのはわかりません。だけど、今、利根町という地域的に見ても選任が難しいということになったならば、そればかり余り気にしなくても私はいいのではないかと思います。

それと、これで4人なのです。あともう1人余裕があるんだよね……（「今2人しかいない」と呼ぶ者あり）2人か、そうしたら、今度は布川とかでなくて東文間、文間からぜひとも選ぶような形で、定員を満たすように町長に努力してもらうように、皆さんで町長にお願いしながら、今現在、中野さんに関しては私は適任だと思いますので賛成とし、討論をさせていただきます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、反対討論です。

賛成討論。

討論がないようですから、これで討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第60号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 以上のとおり採決の結果、賛成・反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

議案第60号 利根町教育委員会委員の任命については、議長は否決と裁決します。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第18、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙についてを行います。

これは、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則に基づき、議会議員に欠員が生じた場合は補欠選挙を行うこととなっております。当広域連合議会議員1名を選挙します。

お諮りします。

選挙の方法は、投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいか、お伺いします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 指名推選との発言がありましたので、選挙の方法は、指名推選で行うことにします。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に今井利和君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した今井利和君を茨城県後期高齢者医療広域連合議会教員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した今井利和君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選された今井利和君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ただいま当選されました茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の今井利和君からあいさつをお願いします。

〔茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員今井利和君登壇〕

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員（今井利和君） 茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員に選出されました今井利和でございます。

ますます高齢化が進む中、利根町の高齢者のため、福祉、医療の恩恵を受けることができるように議員として頑張っていきたいと思っておりますので、議員の皆様の協力、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） あいさつが終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第19、休会の件を議題とします。

お諮りします。

あす9月2日から9月4日までの3日間は、議案調査のため休会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、あす9月2日から9月4日までの3日間は、議案調査のため休会とすることに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。
次回9月5日は午前10時から本会議を開きます。
本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後零時25分散会